

## 投資信託受益権振替決済口座管理約款

### (約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を株式会社青森みちのく銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

### (振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当行は、お客さまが投資信託についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

### (振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

- 2 当行は、お客さまから当行所定の申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡します。
- 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

### (個人番号等の届出)

第3条の2 お客さまは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関連法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。（以下「個人番号等」といいます。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客さまの共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客さままたは当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条 当行所定の申込書に押印された印影および記載された住所、氏名または名称、個人番号等をもって、お届出の印鑑（以下「お届出印」といいます。）、住所、氏名または名称、個人番号等とします。

(振替の申請)

第6条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている投資信託について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
- (3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- (4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- (5) 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- (6) 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
  - ① 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ② 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
  - ③ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ④ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ⑤ 償還日
  - ⑥ 償還日翌営業日
- (7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの

2 お客さまが振替の申請を行うに当たっては、その 5 営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入のうえ、お届け印（または署名）により記名押印（または署名）して提出ください。

- (1) 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託の銘柄および口数
- (2) お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- (3) 振替先口座およびその直近上位機関の名称
- (4) 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- (5) 振替を行う日

3 前項第 1 号の口数は、1 口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が 1 口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 3 号の提示は必要ありません。また、同項第 4 号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

5 当行に投資信託の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第 7 条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当行は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当行で投資信託を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等。）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。

（質権の設定）

第 8 条 お客さまの投資信託について、質権を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

（抹消申請の委任）

第 9 条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託について、償還またはお客さまの請求による解約、信託の併合が行われる場合には、当該投資信託について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委

任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

(償還金、解約金および収益分配金の代理受領等)

第 10 条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客さまに代わって当該投資信託の受託銀行からこれを受領し、お客さまが第 3 条第 1 項による振替決済口座開設の申込時に指定した「指定預金口座」に入金します。

2 当行は、第 1 項の規定にかかわらず、当行所定の様式により、お客さまからの申し込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の収益分配金の全部又は一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当行に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。

(お客さまへの連絡事項)

第 11 条 当行は、投資信託について、次の事項をお客さまにご通知します。

- (1) 償還期限（償還期限がある場合に限りです。）
- (2) 残高照合のための報告
- (3) お客さまに対して機構から通知された事項

2 前項の残高照合のための報告は、投資信託の残高に異動があった場合に、毎年 3 月末日、6 月末日、9 月末日、及び 1 2 月末日付けで、その翌月中に年 1 回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の資産運用コンサルティング部金融商品管理室責任者に直接ご連絡ください。

3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いままたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4 当行は、第 2 項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第 2 項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

5 当行は、第 2 項に定める残高照合のための報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。

- (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
- (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(届出事項の変更手続き)

第12条 お届出印を失ったとき、またはお届出印、氏名もしくは名称、住所、個人番号等その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、お客さまに「個人番号カード」等および「印鑑登録証明書」、「戸籍抄本」、「住民票の写し」等の書類を提出願うことがあります。

- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託の振替または抹消、契約の解約の請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・名称等をもってお届出印・住所・名称等とします。

(成年後見人等の届出)

第13条 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、当該お届けの補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- 3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項、または第2項と同様にお届けください。
- 4 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- 5 第1項から第4項の届出の前に、当行が過失なくお客さまの行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、お客さまおよびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

(口座管理料)

第14条 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

- 2 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当行の連帯保証義務)

第15条 機構または野村信託銀行(株)(上位機関)が、振替法等に基づき、お客さま(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 投資信託の振替手続を行った際、機構または上位機関において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託の超過分(投資信託

を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

- (2) その他、機構または上位機関において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う投資信託の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第 16 条 当行は、機構において取り扱う投資信託のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄については取り扱いません。

- 2 当行は、当行における投資信託の取扱いについて、お客さまからお問合せがあった場合には、お客さまにその取扱いの可否を通知します

(反社会的勢力との取引拒絶)

第 17 条 振替決済口座は、第 18 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 18 条第 2 項各号のいずれかにでも該当する場合には、当行は振替決済口座の利用をお断りするものとします。

(解約等)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、振替決済口座は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、現金によりお返しすることがあります。第 4 条による当行からの申し出により契約が更新されないうちも同様とします。なお、振替決済口座の解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) お客さまから解約のお申し出があったとき
- (2) お客さまが手数料を支払わないとき
- (3) お客さまに相続の開始があったとき
- (4) お客さまがこの約款に違反したとき
- (5) 第 14 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がないとき
- (6) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- (7) **お客さまの振替決済口座に投資信託の残高が一定期間以上ないとき**

- 2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は振替決済口座の利用を停止し、またはお客さまに通知することにより振替決済口座を解約できるものとします。この場合、当行は前項に準じて対応します。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- (1) 口座開設申込時等にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他①から④に準ずる行為
- 3 第1項および第2項による投資信託の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第14条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 4 当行は、前項の不足額を引取りの日に第14条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第14条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第19条 前条に基づき、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている投資信託を換金するに当たっては、当行の定める方法により、お客さまのご指示に従って換金したうえ、金銭によりお返しします。

(緊急措置)

第20条 法令の定めるところにより投資信託の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第21条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）をお届出印（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影（または署名）がお届出印（または署名鑑）と相違するため、投資信託の振替をしなかった場合に生じた損害

- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により投資信託の記録が滅失等した場合、または第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第 20 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(約款の変更)

第 22 条 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、当行ウェブサイトへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、周知します。

(合意管轄)

第 23 条 この約款に基づく取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以上

2026 年 3 月 16 日現在  
株式会社 青森みちのく銀行

# 国債証券等の保護預り規定兼振替決済口座管理規定

2026年3月16日現在

## 1. この規定の趣旨

(1) この規定は、お客様から当行が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、又はお客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振込国債」といいます。）に係る口座を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- ① 国債証券
- ② 地方債証券
- ③ 政府保証債券

(2) 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、又は振込国債に係る口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。

(3) この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、保護預り証券と振込国債とをあわせて以下「振替債等」といいます。

## 2. 保護預り証券の保管方法及び保管場所

当行は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める顧客資産の分別保管に関する規定に従って次のとおりお預りします。

(1) 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）できるものとしします。

(2) 前号による混合保管は大券をもって行うことがあります。

## 3. 混合保管に関する同意事項

前条の規定により混合保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること

(2) 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

## 4. 振替決済口座

(1) 振込国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

(2) 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振込国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振込国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

(3) 当行は、お客様が振込国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

## 5. 保護預り口座又は振替決済口座の開設

(1) 国債証券等については当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振

決国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の「債券取引口座開設申込書」をご提出ください。

- (2) 当行は、お客様から「債券取引口座開設申込書」による口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3) 当行所定の申込書に押印された印影及び記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。
- (4) 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

## 5の2. 共通番号の届出

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

## 6. 契約期間等

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2) この契約は、お客様又は当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

## 7. 手数料

この規定に基づく口座の開設に伴う手数料は無料といたします。

## 8. 預入れ及び返還

- (1) 保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人（以下「お客様等」といいます。）が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- (2) 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、その10営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
- (3) 利子支払期日の10営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。
- (4) 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、この規定により当行が預りしているものとします。

## 9. 振替の申請

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。
  - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
  - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
  - ③ 振替国債の償還日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うものただし、お客様のご指示頂いた日が、当行の定める振替停止期間（利子支払期日の10営業日前から前営業日）にあたる場合は、利子支払期日での取扱いとなります。

- (2) 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
- ① 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
  - ② お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
  - ③ 振替先口座
  - ④ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- (3) 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5) 振込国債の全部又は一部を振替えるときは、その10営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- (6) 当行に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続きを待たずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

#### 10. 他の口座管理機関への振替

- (1) 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当行で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあります。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。ただし、お客様のご指示頂いた日が、当行の定める振替停止期間（利子支払期日の10営業日前から前営業日）にあたる場合は、利子支払期日での取扱いとなります。

#### 11. 質権の設定

お客様の振込国債について、質権を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

#### 12. 分離適格振込国債に係る元利分離申請

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。
- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの
  - ② 当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利分離を行うもの
- (2) 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
- ① 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
  - ② お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別
- (3) 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適

格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

### 13. 分離元本振込国債等の元利統合申請

(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの
- ② 当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利統合を行うもの

(2) 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

- ① 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
- ② お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別

(3) 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

### 14. 保護預り証券の返還または振込国債の抹消の申請に準ずる取扱い

当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還の請求が、又は社振法に基づく振込国債の抹消の申請があったものとして、当行がお客様にかわって手続きさせていただきます。

- (1) 当行に保護預り証券の買取りを請求される場合
- (2) 当行が第16条により振替債等の償還金（分離利息振込国債の場合は、利子の支払）を受け取る場合
- (3) 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

### 15. 抽選償還

混合保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。

### 16. 償還金等の受入れ等

- (1) 振替債等の元金又は利子の支払いがあるときは、当行がお客様に代ってこれを受領し、指定口座に入金します。
- (2) 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代って日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。

### 17. 連絡事項

(1) 当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。

- ① 残高照合のための報告
- ② 第15条により被償還者に決定したお客様には、その旨及び償還額

(2) 前項第1号の残高照合のための報告は、3、6、9、12月の各末日を基準日として、過去3ヵ月に振替債等の残高に異動があった場合にご通知します。また、残高に異動がない場合でも、お預かり残高があれば、年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含

めて行います。

- (3) 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。
- (4) 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (5) 当行は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
  - ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
  - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

## 18. 届出事項の変更

- (1) 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所、共通番号等その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票の写し」等の書類のご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- (2) 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の印影、住所、氏名、共通番号等をもって届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。

## 19. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項、又は第2項と同様にお届けください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

## 20. 当行の連帯保証義務

日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限りません。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払をする義務
- (2) 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払をする義務
- (3) その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

## 21. 解約等

- (1) この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約の際にお預り残高がある場合は、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第 6 条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- (2) 前項にかかわらず、振替債等の利金支払期日の 10 営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- (3) 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができますものとし、この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第 6 条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① お客様について相続の開始があったとき
  - ② お客様等がこの規定に違反したとき
  - ③ 口座開設申込時等にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ④ 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係

を有すること。

- D. 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ⑤ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為
- ⑥ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- ⑦ お客様の振替決済口座に振込国債の残高が一定期間以上ないとき

## 22. 解約時の取扱い

- (1) 前条に基づく解約に際しては、当行の定める方法により、保護預り証券、振込国債および金銭の返還を行います。
- (2) 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。
- (3) お客様の振替決済口座に記載又は登録されている振込国債及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

## 23. 緊急措置

法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

## 24. 公示催告等の調査

当行は、保護預り証券について、公示催告・除権判決の公告等についての調査義務を負いません。

## 25. 保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止

この契約によるお客様の保護預りに関する権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

## 26. 免責事項

- (1) 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
  - ① 第 18 条第 1 項による届出の前に生じた損害
  - ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
  - ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還又は振込国債の振替又は抹消をしなかつ

った場合に生じた損害

- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第 16 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第 21 条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

## 27. 規定の変更

- (1) この規定は、法令の変更その他必要な事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 28. 振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意

有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当行がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について本規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

以上

# 一般債振替決済口座管理規定

2026年3月16日現在

## 1. この規定の趣旨

この規定は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

## 2. 振替決済口座

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- (3) 当行は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

## 3. 振替決済口座の開設

- (1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「債券取引口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (2) 当行は、お客様から口座設定申込書による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3) 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

### 3の2. 共通番号の届出

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

## 4. 契約期間等

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2) この契約は、お客様又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

## 5. 当行への届出事項

当行所定の申込書に押印された印影及び記載された住所、氏名等、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。

## 6. 振替の申請

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。
  - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
  - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
  - ③ 一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
  - ④ 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、その 10 営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。
  - ① 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額
  - ② お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
  - ④ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - ⑤ 振替を行う日
- (3) 前項第 1 号の金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 3 号の提示は必要ありません。また、同項第 4 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5) 当行に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

## 7. 他の口座管理機関への振替

- (1) 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。(ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。) また、当行で一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなことがあります。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

## 8. 質権の設定

お客様の一般債について、質権を設定される場合、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

## 9. 抹消申請の委任

振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代ってお手続きさせていただきます。

## 10. 元利金の代理受領等

振替決済口座に記載又は記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下、「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払があるときは、支払代理人が発行者から受領してから、㈱日本カストディ銀行（上位機関）が当行に代ってこれを受け取り、当行が ㈱日本カストディ銀行（上位機関）からお客様に代わってこれを受領し、お客様があらかじめ指定する預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。

## 11. お客様への連絡事項

- (1) 当行は、一般債について、残高照合のための報告をご通知します。
- (2) 前項の残高照合のための報告は、3、6、9、12月の各末日を基準日として、過去3ヵ月に一般債の残高に異動があった場合にご通知します。また、残高に異動がない場合でも、お預かり残高があれば、年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- (3) 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (5) 当行は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
  - ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
  - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

## 12. 届出事項の変更手続き

- (1) 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票の写し」等の書類のご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

- (2) 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の印影、住所、氏名、共通番号等をもって届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。

### 13. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始されたときも、同様に当店行に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項、又は第2項と同様にお届けください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

### 14. 手数料

この規定に基づく口座の開設に伴う手数料は無料といたします。

### 15. 当行の連帯保証義務

- (1) 機構又は(株)日本カストディ銀行(上位機関)が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。
  - ① 一般債の振替手続きを行った際、機構または資産管理サービス信託銀行(株)(上位機関)において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分(一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。)の償還金及び利金の支払をする義務
  - ② その他、機構又は(株)日本カストディ銀行(上位機関)において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

### 16. 同一銘柄について、複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知

当行は、当行が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当行の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当行のお客様が権利を有する一般債の金額についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされるときで、かつ、同一銘柄についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされる場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- (1) 当該銘柄
- (2) 当該銘柄についてのお客様の権利の金額を顧客口に記載又は記録をする当行の直近上位機関及びその上位機関(機構を除く。)
- (3) 前号の直近上位機関及びその上位機関(機構を除く。)の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の金額

## 17. 機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知

- (1) 当行は、機構において取り扱う一般債のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当行は、当行における一般債の取扱いについて、お客様からお問合わせがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

## 18. 解約等

- (1) この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約の際にお預り残高がある場合は、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客様からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- (2) 前項にかかわらず、一般債の利金支払期日の10営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができますものとしてします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行 所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① お客様について相続の開始があったとき
  - ② お客様がこの規定に違反したとき
  - ③ 口座開設申込時等にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ④ 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
    - D. 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - ⑤ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
  - ⑥ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

## ⑦ お客様の振替決済口座に一般債の残高が一定期間以上ないとき

### 19. 解約時の取扱い

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は登録されている一般債及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

### 20. 緊急措置

法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

### 21. 免責事項

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- (2) 申込書、依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 申込書、依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第 20 条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

### 22. 解約時の取扱い

お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当行に対し、その旨をお申し出ください。

### 23. 振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意

振替法の施行に伴い、お客様が有する地方債証券等について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該地方債証券等の証券（当該地方債証券等が社債等登録法第 3 条第 1 項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書）のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客様に求められている第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当行が代わって行うこと並びに第 3 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 振替法附則第 14 条（同法附則第 27 条から 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含む。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- (2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等
- (3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- (4) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること

- (5) 振替法に基づく振替制度に移行した地方債証券等については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規定により管理すること

#### 24. この規定の変更

- (1) この規定は、法令の変更その他必要な事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

## 特定口座約款

### (約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3に規定する特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡等に係る所得計算等の特例の適用を受けるため、株式会社青森みちのく銀行（以下「当行」といいます。）において開設する特定口座（法第37条の11の3第1項に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）に関する要件および当行との権利義務関係を明確にするためのものです。なお、この約款において「上場株式等」とは、法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、国債、地方債および投資信託をいいます。
- 2 前項のほか、お客さまが法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるため、当行に開設された特定口座（法第37条の11の4第1項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。なお、この約款において、「上場株式等の配当等」とは、前項に定める国債、地方債の利子および投資信託の収益分配金をいいます。また、国債と地方債を併せて、以下「公共債」といいます。
- 3 お客さまと当行との間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、国債証券等の「振替決済口座管理規定」「一般債振替決済口座管理規定」、その他関連する約款等の定めによるものとします。

### (特定口座の開設)

- 第2条 お客さまが当行に特定口座の開設を申し込むに当たっては、あらかじめ当行に対し、法第37条の11の3第3項第1号に定める「特定口座開設届出書」を提出いただきます。その際に、お客さまには租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類および住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、お名前、住所、生年月日および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の10の3第5項の規定に該当する場合には、お名前、住所および生年月日。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。確認書類は、お客さまの住民票の写し、住民票の記載事項証明書、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証、在留カードその他財務省令で定める書類のいずれかの書類とします。
- 2 お客さまが当行に特定口座を開設するためには、あらかじめ当行に「投資信託受益権振替決済口座」または「国債振替決済口座」もしくは「一般債振替決済口座」（以下、それぞれの振替決済口座を、あるいはそれらを総称して「振替決済口座」といいます。）を開設する必要があります。
- 3 お客さまは当行に複数の特定口座を開設することはできません。

- 4 お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得について源泉徴収を希望する場合には、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに、当行に対し法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に定める「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出いただくものとします。また、当該「特定口座源泉徴収選択届出書」につきましては、お客さまから源泉徴収の選択を取りやめる旨のお申し出がない限り、引き続き有効なものとみなします。なお、特定口座内保管上場株式等の譲渡を行った特定口座について、同一年内に源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- 5 お客さまが当行に対して法第 37 条の 11 の 6 第 2 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受ける上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領される場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、当該お客さまは当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出を行うことはできません。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出)

第 3 条 お客さまが法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、上場株式等の配当等の支払確定日の当行が定める日までに、当行に対して法第 37 条の 11 の 6 第 2 項および租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

- 2 お客さまが法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第 37 条の 11 の 6 第 3 項および施行令第 25 条の 10 の 13 第 4 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。ただし、お客さまが特定口座廃止届出書(施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定されるものをいいます。以下同じ。)を提出する場合を除きます。

(特定保管勘定に係る振替口座簿への記載または記録)

第 4 条 特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定(法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に規定する特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区別して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において行います。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第 5 条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理します。

(特定口座を通じた取引)

第 6 条 特定口座を開設したお客さまが当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客さまから特段のお申し出がない限り、当行が定める場合を除き、原則特定口座を通じて行います。

- 2 前項に関わらず、特定口座で公募非上場株式投資信託の特定口座計算対象外残高を管理している場合は、特定口座計算対象外残高のある公募非上場株式投資信託と同一銘柄の購入分残高については、特定口座計算対象外残高となります。
- 3 第1項および第2項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客さま（購入に係る取引については、その年分の特定非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客さまに限ります。）については、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託受益権に限ります。）の取引を当該非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

（所得金額等の計算）

第7条 当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得金額等の計算等および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得等に係る計算を、法その他関係法令の定めに基づき行います。

（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等）

第8条 当行は、お客さまの特定口座において受け入れる上場株式等の範囲を、次に掲げる当行取扱いの公募非上場投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）または公共債に限定します。

- (1) お客さまが第2条第1項に定める「特定口座開設届出書」の提出後に当行で募集の取扱いにより取得し、もしくは当行から取得し、その取得後直ちに特定口座に受け入れる投資信託または公共債
- (2) 他の金融機関に開設されているお客さまの特定口座で管理されている投資信託または公共債の全部もしくは一部を所定の方法により当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）により受け入れるもの（ただし、当行が取扱いしていない銘柄等は受け入れしません。）
- (3) お客さまが贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。）により取得した投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈にかかる包括遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）が開設していた特定口座で管理されていた投資信託もしくは公共債、または被相続人等が当行に開設していた非課税口座で管理されていた公募非上場株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）、または被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託もしくは公共債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、所定の方法により当行のお客さまの特定口座に移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）
- (4) お客さまが当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの
- (5) お客さまが、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされている投資信託または公共債で、お客さまからの出

国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの

- (6) お客さまが当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座で管理されている株式投資信託で、所定の方法により、お客さまが当行に開設される特定口座への移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）

（源泉徴収選択口座内で受領する上場株式配当等の範囲）

第 9 条 当行はお客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 2 号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）においては、法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等のうち、当行が取り扱う投資信託もしくは公共債（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされているものに限り。）の収益分配金または利子で、同項の規定に基づき当行が所得税を徴収するもののみを受け入れます。

- 2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子その支払いをする者から受け取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

（譲渡の方法）

第 10 条 当行は、特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法（解約請求）または当行に対して譲渡する方法（買取請求）により行います。

（特定口座保管上場株式等の払出しに関する通知）

第 11 条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行はお客さまに対し、施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項第 1 号に定めるところにより、当該払出しの通知を行います。

（源泉徴収および特別徴収）

第 12 条 当行は、お客さまが「特定口座源泉徴収選択届出書」において、「源泉徴収あり」を選択されたとき、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出いただいた場合には、法、地方税法およびその他関係法令の規定に基づき、源泉徴収および特別徴収を行います。

- 2 源泉徴収は振替決済口座の「指定預金口座」からの引き落としにより行います。指定預金口座からの引き落としの際には、当座勘定規定、普通預金規定、総合貯蓄口座取引規定に関わらず、小切手または通帳および同払戻請求書の提出なしに引き落とします。

(還付)

第 13 条 当行は、前条により源泉徴収および特別徴収した税金について還付を行う場合、還付金はお客さまが振替決済口座開設の申込時に指定した「指定預金口座」へ入金します。

(上場株式等の移管)

第 14 条 当行は、当行の特定口座から他の金融機関の特定口座への投資信託または公共債の移管並びに第 6 条第 2 号、第 5 号および第 6 号による当行の特定口座への移管については、関係法令等に基づき取り扱います。

(贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ)

第 15 条 当行は、第 8 条第 3 号に規定する上場株式等の移管については、関係法令の定めるところにより行います。

(年間取引報告書等の送付)

第 16 条 当行は、法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、「特定口座年間取引報告書」を作成し、翌年 1 月 31 日までにお客さまに交付します。また、第 17 条の規定により特定口座が廃止された場合には、廃止された日の属する月の翌月末日までにお客さまに交付します。

2 当行は「特定口座年間取引報告書」を 2 通作成し、1 通をお客さまに交付し、1 通を所轄の税務署長に提出します。

3 第 1 項および第 2 項にかかわらず、お客さまの特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客さまからの請求がない場合には、当行はお客さまに交付しないことができることとします。

(特定口座の廃止)

第 17 条 この契約は、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」第 18 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したとき、もしくは国債の「振替決済口座管理規定」第 21 条もしくは「一般債振替決済口座管理規定」第 18 条のいずれかに該当したとき、または次の各号のいずれかに該当したときは解約され、当該契約にともないお客さまの特定口座は廃止されるものとします。

① お客さまが当行に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する「特定口座廃止届出書」を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客さまに対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客さまに対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたものとみなします。

② お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項の規定により、「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなします。

③ 施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する「特定口座開設者死亡届出書」の提出があり相続・遺

贈の手続が完了したとき。

- ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
- ⑤ 投資信託および公共債の振替決済口座が解約されたとき。

(届出事項の変更)

第 18 条 第 2 条第 1 項に基づく「特定口座開設届出書」の提出後に、お客さまのお名前、住所または個人番号など当該「特定口座開設届出書」の記載事項に変更があったときは、施行令第 25 条の 10 の 4 の規定により、お客さまは遅滞なくその旨を記載した「特定口座異動届出書」を当行にご提出いただきます。なお、その変更がお名前、住所または個人番号にかかるものであるときは、施行令第 25 条の 10 の 3 第 2 項に定める「個人番号カード」等および住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、内容を確認させていただきます。

(法令、諸規則等の適用)

第 19 条 この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令および諸規則等に従って取り扱うものとします。

(免責事項)

第 20 条 お客さまが第 18 条に定める変更手続を怠ったこと、その他の当行の責に帰すべきでない事由により、特定口座にかかる税制上の取扱いおよびこの約款の変更等に関し、お客さまに生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

(その他)

第 21 条 この約款は、投資信託受益権振替決済口座管理約款第 21 条、第 22 条、第 23 条または国債の「振替決済口座管理規定」第 26 条、第 27 条もしくは「一般債振替決済口座管理規定」第 21 条、第 24 条の規定を準用します。

以上

2026 年 3 月 16 日現在  
株式会社 青森みちのく銀行